



県では、人口減少下においても、将来に渡って住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、「宮崎ひなた生活圏づくり」の取組として、地域運営組織の形成等を支援しています。この通信では、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に取り組んでいる事例など、これからの地域活動のヒントとなるようなものを発信していきます。

市民協働型コミュニティバス(庄内ふれあい号)による移動支援 ～庄内地区まちづくり協議会(都城市庄内地区)～

地域名 : 都城市庄内地区
活動地域: 都城市庄内地区
団体名 : 庄内地区まちづくり協議会
地域概況 : 人口6,810人、世帯数2,954世帯、
高齢化率36.6%(令和8年2月1日現在)



庄内地区まちづくり協議会



庄内ふれあい号

協議会会長の前田和憲様、支援員として当協議会の活動をサポートしている松元秀敬様に県補助金を活用して整備したコミュニティバスについてお話をお伺いしました。

「庄内地区まちづくり協議会」について

- 「庄内地区まちづくり協議会」は、都城市内15地区のまちづくり協議会の一つとして地域住民や各種団体が参画し、平成22年に設立されました。協議会には、地域づくり部会や健康福祉部会などの5つの部会があり、コミュニティバスの運営のほか、高齢者等の声かけや見守り、防災訓練、祭りや運動会等の地域の活力づくりを行っています。

コミュニティバス導入の経緯と特徴について

- 平成26年3月に都城市地域公共交通総合連携計画が策定され、庄内地区の公共交通網の人口カバー率が市内最低であることが判明しました(庄内地区:46.5%、市平均:76.4%)。これを受け、まちづくり協議会の健康福祉部会において、コミュニティバス導入に向け、福岡県大野城市のコミュニティバスの視察等を行い、平成28年に都城市とまちづくり協議会が協働して実施する「市民協働型コミュニティバス(庄内ふれあい号)」を2台導入しました。
- まちづくり協議会で運行ルートの設定や運行管理、運転手の確保等を行っています。住民組織が地域公共交通の運行管理を行うことは都城市では初です。

庄内ふれあい号について

- 運行日: 月曜、火曜、木曜、金曜
- 運賃: 会員制(月500円) ※小学生未満は無料
現金でも1回200円で乗車可能
- 運行形態: 2路線1日2往復
- ドライバー: 地域住民8名登録(主に2名が運転)
- 延べ乗客数: 27,473人(H28開始からR6年度まで)

工夫した点・苦労した点について

- 運行ルート作成にあたり、利用が見込まれる高齢者が地域のどこに住んでいるかを民生委員や地域の公民館長の協力を得て地図上に落とし込みました。
- コミュニティバスの運行管理をまちづくり協議会で行うことに対し、「運行管理能力はあるのか」、「業者に委託するべきではないか」といった意見がありましたが、検討を重ね、自治体・バス事業者・タクシー事業者、警察などと合意形成を図ることができました。

現状と利用者の声

- 公共交通網のカバー率が92.1%まで上昇しました。
- 1日あたり平均延べ15人前後の利用があり、コミュニティバス利用の目的の大半はスーパーへの買い物や温泉施設の利用となっています。
- 初めての方向けに「買い物体験ツアー」を実施し、利用者の掘り起こしを行っています。
- 利用者からは、「運転免許証を返納したので、利用している。非常にありがたい。」や「コミュニティバスを利用することで自分で自由に買い物に行くことができている。」「もっとこのバスのことを知ってもらいたい」という声を聞くことができました。



今後の展望

- 寺や美容室に行きたいという個別の要望もあるため、そのような方が利用できる地区内を運行するタクシーのような事業ができたらいいと考えています。

地域で移動支援の取組を検討する際の参考資料として『地域で始める移動支援手順書』を作成していますので、御活用ください。



手順書はコチラ



宮崎県総合政策部中山間・地域政策課
中山間・特定地域振興担当
電話: 0985-26-7036
メール: chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp